

別記様式第1号(第四関係)

すこちく
須古地区活性化計画

佐賀県白石町

平成24年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	須古地区活性化計画	市町村名	白石町	地区名(※1)	須古地区	計画期間(※2)	H24~H26
都道府県名	佐賀県						

目標:(※3)

白石町は自然・資源循環活用施設の整備により、農村地域の低炭素化社会実現における地域振興を図るための施策を検討している。須古地区では、定住等を促進するために農業集落排水に取り組んでいるが、その処理施設に恵まれた農村資源を活用した太陽光発電施設の整備を進め、農村地域の低炭素化社会実現を図る。また施設を通じて受益者への普及啓発を行い、地域住民の交流促進ならびに太陽光発電施設の整備を契機に環境に優しいまちづくりを進めたい。また、環境学習の場として太陽光施設を活用する事により小学生などを対象とした環境学習等の取組を行い、将来の地域活動の後継者づくりの契機としたい。具体的な数値目標として、都市部への人口流出を抑制し、地区の人口減少傾向を維持し、世帯数ならびに人口減少率の改善を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

白石町は佐賀県の南部に位置し、北は大町町、江北町及び小城市に、西は武雄市及び嬉野市に、南は鹿島市に接し、東南部は有明海に面している。本町は北を六角川、南を塩田川、西を杵島山、東を有明海に囲まれ、総面積99.46km²の9割以上が平地という白石平野が広がる平坦な地形である。

須古地区は、白石町西部に位置し一級河川六角川水系須古川沿いである。集落は、法蔵寺、宮田、三町、小島、内堤、船野、嘉瀬川、湯崎、川津の9集居集落と久治の1散居集落から構成されている。

地形は、杵島山の麓の一級河川六角川水系須古川沿いに形成された平坦地で、標高差2.0m内外で北西から南西に向かって緩やかな勾配で傾斜しているが概ね平坦な地形である。

地区内のほ場整備は完了し、基幹作物である水稲のほか麦、たまねぎ等の野菜栽培も盛んに行われており、土地の有効利用を行っている。

現状と課題

農村地域における混住化、兼業化、生活様式の変化などにより、家庭からの生活雑排水量が増加し、農業用水の水質が悪化し、農作物の生育障害、農業用排水施設の機能低下など、農業生産に悪影響を及ぼすとともに、集落内の水路において汚水の滞留など生活環境にも支障をきたしていた。農村地域では、農業用水路が生活排水の受入先となっており、食の安全・安心の確保、農業生産の安定のためには、農業基盤と一体的な汚水処理施設の整備が不可欠であることから、本地区は平成19年度より農業集落排水事業に取り組んでいる。平成24年6月に供用開始を予定しており、これにより農業用水の保水や農村地域の生活環境の改善が果たされる。

処理水は農業用水として再利用し、発生する汚泥はコンポスト化し農地還元を行うが、農村地域の低炭素の実現に向け、いかに行政と地域住民が一体となった環境保全活動を推進し、安心、安全な農業農村を実現していくかが課題である。

今後の展開方向等(※4)

恵まれた自然条件を有効に活用した太陽光発電施設の整備を契機に、地域の子どもたちへの環境学習の場を提供して環境保全の意識の向上を図るとともに、行政と住民が一体となった環境保全活動やカーボンオフセットなどの取り組みを通じて、住民同士の交流を積極的に展開して、農業・農村の活性化を図っていく。

また、太陽光発電による水処理センターへの電力供給により、災害時の電力確保と維持管理費の節減を行い、受益者の負担軽減を図っていく。

定住等及び地域間交流を促進するために 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
白石町	須古地区	地域資源循環活用施設(自然・資源活用施設)	白石町	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

須古地区(佐賀県白石町)	区域面積(※2)	1335ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係:	<p>当該地区の総面積 1,335haのうち農林地面積は1,045haで、78%を占めている。</p> <p>当該区域の人口はH.23年度で771世帯、2,617人である</p> <p>当該区域の人口はH.19~H.23の5年間で188人(7%減少)している</p> <p>当該区域の農業従事者はH.23年度で285世帯、642人(25%)である</p> <p>当該区域の須古地区農業集落排水事業区域は95haにて整備している</p>	<p>出典:土地台帳</p> <p>出典:町人口統計</p> <p>出典:町人口統計</p> <p>出典:農業委員会選挙人名簿</p> <p>出典:農集排須古地区事業計画申請書</p>
②法第3条第2号関係:	<p>定住化の促進および地域間交流の促進は、農村の活性化には不可欠である。</p> <p>当地区内には自然、資源活用施設を利用した地域間交流はほとんど行われておらず、施設整備を行うことで、地域のCO2削減はもとより、地域の自然環境の保全や、地域間交流を通じた地域の活性化の効果が大きく期待できる。</p> <p>地区の人口は減少傾向であり、高齢化率も進んでおり、地域活性化のためには、集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備ならびに交流促進が必要不可欠である。</p>	
③法第3条第3号関係:	<p>都市計画区域内であるが、区域の定めは無く、既に市街地を形成している区域ではない。</p>	

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画終了年度に下記のことについて白石町が集計し、取組内容の検証を行う。

- ・世帯数及び人口の推移について
- ・太陽光発電施設を活用した地区内の小学校による環境学習の取り組み状況について